

事業応援貸付のご案内

新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等、事業の発展への各種の取組みを行う中小企業者が必要とする資金を円滑に供給します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ次の(3)に該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上額の増加が見込まれる方

2 融資条件

融資限度額	1億円
融 資 利 率	年1.10% (固定利率)
融 資 期 間	10年以内 (うち据置2年以内)
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信 用 保 証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置 (基準料率から2割軽減) を受けることができます。

3 申 込 先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。